

平成18年第5回教育委員会記録

平成18年4月12日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成18年4月12日(水) 午後2時00分～午後2時38分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 宮坂 公夫
委員 安本 ゆみ 教育長 井出 隆安

欠席委員 委員 大藏 雄之助

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 学校適正配置担当部長 小澄 龍太郎
庶務課長 松岡 敬明 学校適正配置担当課長 吉田 順之
杉並区立師範館長 田中 哲 学校運営課長 井口 順司
学務課長 渡辺 幸一 指導室長 種村 明頼
社会教育課長 赤井 則夫 科学館長 渡邊 昇
済美教育一長 根本 信司 済美教育一長 植田 敏郎
済美教育一長 根本 信司 済美教育一長 植田 敏郎
中央図書館長 原 隆寿 中央図書館長 齋木 雅之
中央図書館長 原 隆寿 中央図書館長 齋木 雅之

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 10名

会議に付した事件

(議案)

議案第38号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程

議案第39号 杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程

(報告事項)

- (1) 教科書採択処分取消請求事件について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 平成18年度当初の児童・生徒数、学級数について
- (4) 平成18・19年度杉並区青少年委員の委嘱について
- (5) 第13期杉並区文化財保護指導員の委嘱について
- (6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

目 次

会議録署名委員の指名について	4
----------------	---

議案審議

議案第38号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する 規程	4
-------------------------------------	---

議案第39号 杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程 の一部を改正する規程	5
---	---

報告事項

(1) 教科書採択処分取消請求事件について	6
(2) 学校運営協議会委員の任命について	7
(3) 平成18年度当初の児童・生徒数、学級数について	8
(4) 平成18・19年度杉並区青少年委員の委嘱について	10
(5) 第13期杉並区文化財保護指導員の委嘱について	10
(6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧	10

委員長 では、定刻になりましたので、ただいまから第5回教育委員会定例会を開催いたします。

お忙しいところありがとうございました。また、新年度となり、座席も多少変わって説明員が2名増えたようですが、よろしく願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員をお願いいたします。大藏委員はご都合により、本日欠席というご連絡をいただいております。定足数には達しておりますのでよろしいかと思っております。

本日の議事日程はご案内いたしましたとおり、議案が2件、報告が6件となっております。よろしく願いいたします。

では、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第38号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第38号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」につきまして、ご説明申し上げます。改正の目的でございますが、杉並区予算事務規則の一部が改正されまして、支出命令の一部を部長が行うように改められたことに伴い、本規程につきましても、杉並区予算事務規則と同様の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、新旧対照表により説明をさせていただきます。教育委員会における決裁区分を定めている別表第1の課長が行う支出命令のうち、予定価格が3,000万円以上の請負及び委託に係るもの。2点目、予定価格が1,000万円以上の物件、ただし土地は除きます。その買入れ及び借入れに係るもの。3点目、予定価格が500万円を超える土地の買入れ及び借入れに係るもの。4点目、100万円を超える補助金、分担金、負担金及び委託金の交付、並びに寄付金等の贈与に係るもの。5点目、100万円を超える貸付金の交付に係るもの。6点目、500万円を超える損失補償に係るもの。

以上につきましては、教育委員会事務局次長、済美教育センター所長及び中央図書館長が決定するよう改め、それ以外のは、引き続き課長が行うように改めるものでございます。施行日は令達の日から施行するものとし、平成18年4月12日に令達する予定でございます。

議案の朗読は省略いたします。

以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

宮坂委員 私は結構だと思います。

委員長 よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第38号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第2、議案第39号「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程」を上程し、審議いたします。庶務課長ご説明お願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第39号「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程」につきまして、ご説明を申し上げます。まず、改正の目的でございますが、杉並区立教育機関では、平成15年から環境マネジメントシステムの国際認証であるISO14001を取得し、システムの運用に努めてきたところですが、昨年度の認証更新の際に、審査機関からシステムの一部について改正が望ましい旨の指摘を受けました。そこで、本規程の一部につきまして、必要な改正を行うものでございます。

改正の概要につきましてご説明申し上げます。それでは、新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条第6号に規定する環境目的の定義について、「中・長期的な到達点」とございますが、これを「全般的な環境の目的」に改めます。同じく、第7号に規定する環境目的の定義について、「短期的な到達点」と、これを環境目的を達成するために「設定する目標」と改めます。次に、第4条の環境管理総括者の行う管理側面調査について、「著しい環境側面を特定すること」を加えます。さらに、第21条に規定する環境目的等の達成状況の点検、記録について、「必要に応じて分析及び評価する」ことを加えます。施行日は令達の日から施行とするものとし、平成18年4月12日に令達する予定でございます。

議案の朗読は省略いたします。

私からの説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。では、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

宮坂委員 中・長期的な到達点の全般的な環境の目的、それから短期的な到達点を設定する目標を見直すということですが、これは内容的には表現は変わるということで、目的が従来どおりで変わらないというふうに解釈してよろしいのですか。

庶務課長 目的そのものは従来どおりと考えていただいてもよろしいんですけども、要するに審査機関から、その環境目的の定義というのは、例えば、中・長期的とか短期的といういわゆる期間の問題になってしまうと。目的というのは、期間そのものの問題ではなくて、むしろそのレベルの問題ではないかという指摘を受けまして、全般的には環境目的、あるいは環境目的を達成するために設定する目標という文言に改めるものでございます。

宮坂委員 わかりました。

委員長 ほかにございますか。

おわかりになったら結構ですけども、区長部局と同じ内容のISOを運用していますよね。それで、そちらの方は同様の指摘で同じように書いていくわけなんですか。

事務局次長 区長部局の方と教育との関係では、大きく教育という部分が違った扱いをしていています。この環境方針をつくる際にも、区長部局そのものを真似て作っていったものではなく、教育委員会独自で進めてきています。区長部局の方がどういう指摘を受けたかについては今ちょっとわかりませんので、ちょっと答えかねます。

委員長 そうですか。

よろしいですか。ほかにございませんか。

宮坂委員 結構です。異議ございません。

委員長 では、議案第39号は原案どおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

では、日程第3、報告事項の聴取に入らせていただきます。全部で6件ございますが、最初は庶務課長の関係で、まず「教科書採択処分取消請求事件について」。2点目が、「学校運営協議会委員の任命について」。

以上、庶務課長、よろしくお願いいたします。

庶務課長 報告事項の1点目、「教科書採択処分取消請求事件について」ですが、これは資料はございません。口頭でご報告申し上げます。本年2月9日に一部の区民の方が、昨年度採択をいたしました中学校歴史教科書の採択の取消及び損害賠償請求、並びに同教科書使用の執行停止の申し立てというものを東京地方裁判所に提起いたしました。本件訴訟のうち、執行停止の申し立て、執行停止といえますのは、本件訴訟の判決が確定するまで教科書の配布を一時留め置くようにという意味のものでございますけれども、この執行停止の申し立ての決定が3月29日にございましたので、ご報告申し上げます。

東京地裁の決定は、この執行停止の申し立てにつきましては、申し立てを却下するという決定でございました。また、申し立て費用は申立人の負担とするという決定がおりております。

その決定の主な理由は、東京地裁の方から2点示されておまして、まず1点目でございますけれども、処分取消の訴えというものにつきましては、これは法律上の利益を有するものに限り提起することができるという行政事件訴訟法という法令に規定をされているところでございますが、次のような理由によって、この申立人の方については、法律上の利益を有さないという判断でございました。主な理由は、次の3点でございます。

1点目は、教科書採択は教育委員会がその地域における最も適当な教科書を採択し、生徒が教

育課程や地域の教育水準の実情に適合した教科書を使用する授業を受けることを保障するもので、個々の児童・生徒やその保護者の具体的な利益を保護する趣旨ではないと。2点目としまして、個々の生徒に教育を受ける権利があり、その親に教育の義務及び自由があるといっても、その権利はあくまで、一般的かつ抽象的な権利にとどまると。3点目は、採択により選定された教科書を使った授業を受ける恐怖や苦痛についての支障、これがございましたけれども、これらは、あくまでも主観的なものであり、これをもって法律上の利益とはいえないと。

これら3点の理由から、申立人については法律上の利益を有するものとは言えないという判断でございます。

2点目でございますけれども、申立人が主張しております重大な損害という点についてでございますが、東京地裁の判断としましては、まず一つ、友好都市であるソウル特別市瑞草区との友好関係は、申立人に生じる損害とは言えない。また、採択に伴う苦痛についても主観的なものであると。また教育が生徒にどのような影響を与えるかについては、教科教育の行われ方や家庭教育のあり方、また生徒本人の自主的な研鑽を通じて決まることであり、教科書の記述内容のみによって決まるものではないと。

以上の点から、申立人の主張は重大な損害を避けるために緊急の必要があるという説明にはなっていないと。このような判断基準から、申し立てが却下されたものでございます。

本訴訟の執行停止につきましては却下ということでございますが、訴訟そのものにつきましては、原告が訴訟を取り下げない限り、引き続き本件訴訟の審理が今後開始される見込みでございます。

それでは、報告事項2点目にまいります。「学校運営協議会委員の任命について」ということで、お手元の資料をご覧ください。資料にお示ししてございます3校につきましては、管理職も定年退職、あるいは異動、または委員の個人的な理由による辞任等によりまして、一部、新たに任命をした委員の一覧をお示ししてございます。

まず三谷小学校でございますが、伊東富士雄校長が新たに学校運営協議会委員になります。杉森中学校におきましては、まず学識経験者の中から東京学芸大学教授でいらっしゃる葉養正明様、それから、校長で渡邊清美校長、この2名の方を新たに委員として任命いたしました。それから向陽中学校につきましては、まず校長推薦枠で若井比呂子氏。それから、校長の岩谷俊行校長。この2名の方を記載のような理由で、4月1日に新たに任命したものでございます。

私からは以上でございます。

委員長 はい、わかりました。では、最初に「教科書採択処分取消請求事件について」、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

委員長 では、承ったこととします。

では、2点目の「学校運営協議会委員の任命について」、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。特に意見ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、承ったことにいたします。

では、3点目に入らせていただきまして、「平成18年度当初の児童・生徒数、学級数について」、学務課長ご説明お願いいたします。

学務課長 では、私からは「平成18年度当初の児童・生徒数、学級数について」ご報告へ申し上げます。今年度の入学者数、学級数が固まりましたので、例年のご報告の形式に沿いまして、ご報告申し上げるものでございます。

まず、資料は両面になってございますが、表面につきましては概要でございます。表面からご説明させていただきますが、まずこの構成につきましては、1番の小学校(普通学級)、2番、中学校(普通学級)、3番、養護学校・心身障害学級ということで項目を立てているものでございます。こちらに記載しております1番から3番までの項目をまとめました、区立学校に通っていらっしゃるお子さまの数という総数で申し上げますと、2万3,829人という数字でございまして、前年度比17人の増ということで、おおむねそういった状況ということでございます。

続きまして、項目別にかいつまんでご報告を申し上げたいと思います。まず1番の小学校でございますけれども、全体数でございまして、記載のとおり1万7,387人、前年度比182人の増ということでございまして、この増えた背景につきまして、住基上の人口をちょっと見てみましても、住基上の人口では、小学校の学齢期のお子さま全体で、150人程度増えているという、そういうデータがございまして、そういったこととの関連性が一つの背景なのかなというふうにも考えているところでございます。

また、学級数につきましても、やはり2学級増えまして、569学級ということでございます。1学級あたりの平均学級数、あるいは平均人数につきましては、こちらに記載のとおりでございます。また、最大規模、最小規模の小学校につきましては、こちらに記載のとおり、前年と同じく浜田山小、若杉小ということでございます。また、適正規模の12学級から18学級との比較でございまして、適正規模未満の学校数は、こちら前年と同様でございますけれども、逆に、適正規模を超える学校数につきましては、昨年の3校、浜田山小、四宮小、桃五小でございますが、それに加えまして、桃四小が19学級ということで超えているということでございます。

次に、全学年単学級、1学級の学校数でございまして、こちらに記載の2校でございま

して、このうちの杉四小につきましては、今年は1年生が2学級になったということで、こちらから除かれたということでございます。単学級の学年数等につきましては、記載のとおりでございます。また、最小学級の人数につきましては、昨年と同様に永福南小でございます、昨年15人ということで1年生がいらっしたわけですが、そちらが2年生になって13人になったということで、最小ということでございます。

最後の学級維持制度の適用でございますけれども、こちらはご案内のとおり、特定の学年について、4月1日基準分によれば、前年の学級数から、増減してしまうような場合、教育的な配慮により、前年度の学級数は維持することはできる、そういう制度でございますけれども、今回、浜田山小の6年生について、この制度を適用するというものでございます。

続きましては、2番目の中学校でございます。中学生の全体数につきましては6,155人、187学級ということございまして、前年度比で見ますと、マイナス170人、マイナス4学級、中学校についてはマイナスということでございます。こちらの背景につきまして、こちらも住基上の人口を見てみたんですけれども、中学校の学齢期の全体のお子さまが、前年からこちらは110人程度1年で減っていると、そういった住基上のデータがございまして、こちらもやはりそういったデータを見ますと、傾向としてはそういったことも背景の一つにあるのではないかというふうにも考えてございます。

また、平均学級数、あるいは平均人数につきましては、こちらに記載のとおりでございます。次に、最大規模、最小規模の中学校でございますけれども、最大規模につきましては、昨年と同様に、今年も高井戸中でございます。また最小規模につきましては、今年は大宮中ということでございます。

続きまして、適正規模との比較でございますけれども、こちらにつきましても記載のとおりでございます、傾向としては前年と同様ということでございます。

次の、今回一つの特徴的なところでございますけれども、今回、中学校で初めて単学級の学校が出たということございまして、その3校につきましては、松ノ木中、大宮中、和泉中がございます。なお、20人未満の学級あるいは学級維持制度の適用等は中学校ではございませんでした。

最後に3番目の養護学校、心身障害学級でございますけれども、養護学校につきましては、2名増の小、中合計で81名、学級数は昨年と同様の22学級ということでございます。心身障害学級につきましては、記載のとおりでございますけれども、情緒障害学級につきまして、15名ほど増えているところでございます。こちらは昨年、富士見丘小の定員増、あと、この4月に新設いたしました八成小について、それぞれ増要素となっているものでございます。南伊豆健康学園につきましては、3名減の児童数30名ということでございます。

概要の説明は以上でございます。裏面につきましては、ただいま申し上げました各校ごとの具体的なデータでございますので、こちらにつきましては、後ほどご参照願えればと思っております。

私からは以上でございます。

委員長 わかりました。では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 では、ございませんようでしたら、承ったことにいたしまして、次に進みます。

では、社会教育スポーツ課関係で、4点目が「平成18・19年度杉並区青少年委員の委嘱について」、5点目が「第13期杉並区文化財保護指導員の委嘱について」、6点目が「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」。では、社会教育スポーツ課長。順を追ってご説明をお願いします。

社会教育スポーツ課長 それでは第1点目、「平成18・19年度杉並区青少年委員の委嘱について」をご報告いたします。18年度、19年度で、新たに2カ年の青少年委員を委嘱いたしました。別紙がついてございますけれども、計41名の方を18、19年度の青少年委員ということで任命してございます。

それから2点目でございますが、「第13期杉並区文化財保護指導員の委嘱について」でございます。こちらも委嘱期間が、平成18年4月1日から平成20年3月31日の2カ年間でございまして、記載のとおり、5名の方を文化財保護指導員について委嘱したものでございます。

3点目でございますけれども、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認」でございます。新規につきましては3件ございまして、まず1ページ目をお開きいただきたいと思います。新規の後援が3件でございます。まず1件目につきましては、これは「今申楽籠座」と申しまして、今申楽籠座の第2回公演でございます。申し訳ございませんが、これ修善寺と書いてございますが、「善」が禅宗の「禅」でございます。「第2回公演修禅寺」でございます。2件目が「高井戸、富士見、久我山九条の会」の「平和講演のつどい」ございまして、久我山会館で実施されるものでございます。3件目が、やはり新規ございまして、「プロジェクト・ワイルドすぎなみ」におけます、「PWすぎなみIN柏の宮公園」ということで、こちらにつきましても環境の実際の体験の講座でございます。

以上でございます。

委員長 わかりました。では最初に、「平成18・19年度青少年委員の委嘱について」ご質問、ご意見ありましたら、お願いいたします。

宮坂委員 この名簿を見ますと、未定というのが3校ありますけれども、青少年委員の委嘱については、いつまでに決めるという必要があるんですか。

社会教育スポーツ課長 お答えいたします。青少年育成委員会に青少年委員の推薦をお願いしているところがございますけれども、この2年間の間に増える場合もありますれば、逆に、辞退なさる方もいらっしゃいますので、できるだけ早く推薦をお願いしているところがございますが、今のところ未定でございます。

宮坂委員 いつまでという別に日程の制限はないんですね。

社会教育スポーツ課長 ございません。2カ年の間に推薦していただければ委嘱するという形でございます。

委員長 ほかにございませんか。できるだけ早めに委嘱してくださいね。ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 では次に、「第13期杉並区文化財保護指導員の委嘱について」、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

文化財保護指導員の内容と、それからこういった方を委嘱された理由みたいのを簡単にお話していただけませんか。

社会教育スポーツ課長 文化財保護指導員の職務でございますけれども、まず、区の区域内に存する文化財について、随時巡視を行うことによって、その所在及び保存状況を把握し、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し文化財保護思想について普及活動を行うというのが文化財保護指導員の職務でございます。それに当たりましては、その地域を知っている方ということで、特に、土地の古老の方になっただいているものでございます。

委員長 では、よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

委員長 わかりました。承りました。

では最後に、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、承ったことにいたします。

では、以上で報告事項の聴取を終わらせていただきます。

予定されました日程はすべて終了いたしました。庶務課長ほかにございましたら。

庶務課長 次回の日程でございますけれども、4月26日水曜日、午後2時から定例会を予定してございます。よろしくお願いいたします。

委員長 では、次回は4月26日の水曜日、午後2時からということでございます。

では、これを持ちまして本日の会議、閉じさせていただきます。ありがとうございました。